

第 11 次仙台市交通安全計画（最終案）について

1 第 11 次仙台市交通安全計画（最終案）の骨子

本計画（第 11 次計画）の構成は、前計画（第 10 次計画）と同様であり、第 1 章から第 3 章で構成される。

第 1 章「計画の基本的な考え方」

計画の目的、位置づけ、期間、基本理念の 4 節構成とする。

計画の目的と位置づけは、交通安全対策基本法第 26 条の規定に基づき、今年 7 月に宮城県が作成した、第 11 次宮城県交通安全計画を踏まえ、本市の交通安全施策の大綱を定めるもの。本計画に基づき、毎年度「仙台市交通安全市民運動実施要綱」を定め、市民や関係機関・団体等と連携し、交通安全に取り組んでいく。

計画の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とし、基本理念として「人優先」の交通安全思想を掲げる。

第 2 章「仙台市の交通事故の状況と目標」

過去 10 年間の本市の交通事故の状況と、第 11 次計画における目標の 2 節構成とし、令和 7 年までに達成すべき目標を次のとおり設定する。

- ① 年間の 24 時間交通事故死者数を 10 人以下とする
- ② 年間の交通事故死傷者数を 2,500 人以下とする
- ③ 年間の交通事故重傷者数を 210 人以下とする

第 3 章「交通安全のために推進すべき対策」

第 1 章で掲げる基本理念を踏まえ、第 2 章で掲げる目標達成に向けて、考えるべき視点と今後推進すべき施策の 2 節構成とする。

- 第 1 節 交通事故減少のために考えるべき視点
 - 1 高齢者及び子供の安全確保
 - 2 歩行者及び自転車の安全確保
 - 3 生活道路における安全確保
 - 4 先端技術の活用促進
 - 5 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
 - 6 地域が一体となった交通安全対策の推進
- 第 2 節 今後推進すべき施策
 - 1 交通安全思想の普及徹底
 - 2 道路交通環境の整備
 - 3 車両の安全性の確保
 - 4 救助・救急活動及び被害者支援の充実

2 第10次仙台市交通安全計画からの主な改定点

(1) 交通安全計画における目標

第2章 第2節【8頁】

究極の目標である交通事故のない社会の実現に向け、交通事故死等をゼロに一步でも近づけるべく、国及び宮城県の目標も参考にしつつ、「24時間交通事故死者数」に加え、「交通事故死傷者数」、「交通事故重傷者数」を減少させることを目標として掲げる。

本市の第9次及び第10次計画期間（過去10年）を通じた交通事故死傷者数等の減少率から算出された数値をもとに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛の影響などの要因により、現行の統計で最も交通事故が少なかった令和2年の件数等をさらに改善させるよう目標を設定するもの。

(2) 外国人に対する交通安全教育の推進

第3章 第2節 1(1)ク) 外国人に対する交通安全教育の推進【13頁】

外国人が、日本の交通ルールを理解し習得できるよう、多言語による広報媒体やイベントによる周知に加え、雇用者等を通じた啓発等を推進する。

(3) 社会やライフスタイルの変化等への対応

第3章 第2節 1(2) 協働による効果的な交通安全活動の推進【13頁】

社会やライフスタイルの変化、技術の進展等を踏まえ、市民協働による地域に密着したきめ細かな交通安全活動を推進する。例えば、最近流行が見られるスケートボード等による迷惑行為の防止に向け、関係機関と連携して、ポスターの掲出やチラシの配布等により適正な利用を呼び掛けるなどの取り組みを追加する。

(4) 自転車の安全利用の推進

第3章 第2節 1(3)ア) 自転車の安全利用の推進【13~14頁】

「仙台市自転車の安全利用に関する条例」に基づき、損害保険会社等と連携し自転車損害賠償保険等への加入促進を図るほか、全ての年齢層に自転車乗車時のヘルメット着用を促すとともに、学校・事業者等による自転車の安全利用教育・啓発を推進すること等を追加する。

(5) 配達業務中の交通事故防止の推進

第3章 第2節 1(3)イ) 配達業務中の交通事故防止の推進【14頁】

自転車等を用いたフードデリバリーサービスの普及を踏まえ、事業者を通じた交通安全対策の働き掛けや配達員を対象とした交通ルールの周知・啓発を実施することとし、配達業務中の交通事故防止の推進に関する項目を新設する。

(6) 横断歩行者の安全確保

第3章 第2節 1 (3) エ) 横断歩行者の安全確保【14 頁】

令和2年度に一般社団法人日本自動車連盟が実施した「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」において、宮城県は全国最下位の5.7%という結果であった。「交通の方法に関する教則」及び「交通安全教育指針」の改正を踏まえ、運転者に歩行者優先義務を再認識させる教育や、歩行者が横断する際は手を上げて横断意思を明確に伝える等の行動を促す教育を推進するため、横断歩行者の安全確保に関する項目を新設する。

(7) 飲酒運転根絶、危険運転防止の推進

第3章 第2節 1 (3) オ) 飲酒運転根絶、危険運転防止の推進【15 頁】

飲酒運転の根絶に向けた取り組みを引き続き進めるとともに、道路交通法の改正を踏まえて、スマートフォンや携帯電話を操作しながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害する「あおり運転」などの危険運転防止の推進に関する記述を追加する。

(8) 子供の安全確保

第3章 第2節 2 (1) イ) 通学路等の通行環境整備等の推進【16 頁】

令和元年5月に滋賀県大津市で発生した交差点での車同士との衝突に巻き込まれた保育園児らが死傷した事故や、本年6月に千葉県八街市で発生した飲酒運転のトラックが集団下校中の小学生の列に突っ込み児童らが死傷した事故等を踏まえ、通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路における安全点検の実施結果を反映した通行環境整備等の対策を推進することを追加し、その対策の例として、通学路の標識等の設置に関する記述を盛り込む。

(9) 高齢者、障害者等の安全確保

第3章 第2節 2 (1) ウ) 高齢者、障害者等の安全を確保する歩行空間等の整備【16 頁】

高齢者、障害者等の交通安全確保に向け、すべての人が安全で安心して社会活動ができるよう、「歩行空間のユニバーサルデザイン化」の推進に関する記述を加える。

(10) 災害発生時における道路交通の確保

第3章 第2節 2 (3) 安全安心な道路環境の整備【16 頁】

道路施設の効率的・計画的な維持管理や使用・占有の適正化等を推進するとともに、災害が発生した場合においても生活を支える道路交通の確保を図る項目を新設する。

(11) 高齢者運転者に対する安全対策の推進

第3章 第2節 3 (2) 高齢運転者に対する安全対策の推進【18 頁】

ペダルの踏み間違いや運転操作ミス等に起因する高齢運転者による事故が発生していること等を踏まえ、安全運転サポート車の普及促進等の車両安全対策を推進することとし、項目を新設する。